

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案参照条文

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	．．．．．	1
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	．．．．．	2
○民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）	．．．．．	7
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	．．．．．	8
○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）	．．．．．	9
○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）（抄）	．．．．．	10
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	．．．．．	10
○総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）	．．．．．	10
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	．．．．．	11
○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（抄）	．．．．．	12

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（都市再生緊急整備協議会）

第十九条（略）

2（略）

3 当該都市再生緊急整備地域において都市開発事業（当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限り。）を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4～6（略）

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

8 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

10～12（略）

（整備計画）

第十九条の二（略）

2～7（略）

8 第二項第二号に掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。）を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。）その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

9～11（略）

（公共下水道の排水施設からの下水の取水等）

第十九条の七（略）

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3・4 (略)

5 許可事業者は、第一項の許可（第三項の許可を含む。）を受けて公共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物（第十九条の二第八項に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。）を混入してはならない。

6・7 (略)

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（次号及び第七十一条第一項第一号において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲に限る。）について支援すること。

イ 認定事業者（株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「株式会社等」という。）であつて専ら認定事業の施行を目的とするものに限る。）に対する資金の貸付け又は認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社等に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下「認定建築物等」という。）若しくは認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定建築物等若しくは当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等に対する資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得

ハ イ又はロに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二 (略)

三 認定事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

第三十条及び第三十一条 削除

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（公共施設）

第一条 都市再生特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設とする。

（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）

第二条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生緊急整備地域内におけるその地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実にであると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとする。

2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

（法第二十九条第一項第一号の政令で定める事業）

第三条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて国土交通大臣の定める基準に該当するものとする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路の新設又は改築
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園の新設又は改築
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築
- 四 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川（同法が準用される河川を含む。）の河川工事
- 五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事
- 六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事
- 七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事
- 八 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事
- 九 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設の建設又は改良の工事

（法第三十条第一項の政令で定める道路又は港湾施設）

第四条 法第三十条第一項の政令で定める道路又は港湾施設は、道路法による道路又は港湾法第二条第五項の港湾施設のうち同項第一号から第四号まで及び第九号の三に掲げる施設とする。

（貸付金の償還方法）

第五条 法第三十条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

(都市再生事業を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設)  
第六条 法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 防水、防砂又は防潮の施設

(都市再生事業に係る認可等に関する処理期間)

第七条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項若しくは第三項、第三十八条第一項(事業計画の変更(都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項(同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。)、又は第五十八条第一項(同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十六条第一項若しくは第三項、第五百五十七条第一項(事業計画の変更(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第六百六十五条第一項、第七百七十二条第一項(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。)、又は第六百八十八条第一項(同条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段(事業計画の変更(土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段(同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。)、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項(同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 四 その他の認可、認定又は承認 二月

(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八十七条

の二第一項の指定都市（以下この条及び第十四条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画」とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法第十三条第一項の指定区間外の国道

都道府県道

(2) (3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの

ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川

二 次に掲げる市街地開発事業

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）

第九条 法第四十六条第七項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設

二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築

三 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕）

第十条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十一条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画

- 区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区
- 三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの
  - 四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第一百三三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のもの）にあつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

（都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）

第十二条 法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- 一 道路
- 二 公園、緑地又は広場
- 三 下水道
- 四 河川その他の水路
- 五 防水又は防砂の施設
- 六 都市施設のうち、法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

（道路管理者の権限の代行）

第十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十四条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・五ヘクタール
  - イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
  - ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
  - ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域
- ニ 指定都市の区域

- 二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・二五ヘクタール
- 三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十一項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール
- 四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業 ○・二ヘクタール

（都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第十五条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。  
（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）
- 2 平成二十四年三月三十一日までの間における第十四条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」とする。

○民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）



(資金の貸付け)

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第九項の規定によるもののほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 (略)

○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号) (抄)

(特定再開発建築物等の割増償却)

第七条の二 (略)

2 (略)

3 法第十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める要件は、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。

一・二 (略)

三 都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額(当該施設に係る土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。)の取得に必要な費用の額及び借入金の子の額を除く。)が十億円以上であること。

4 5 10 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第二十条の二 (略)

2 5 6 (略)

7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール(当該事業が都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第二条第一項ただし書に規定する場合に該当するものときは、〇・五ヘクタール)以上であること。

三 (略)

8 5 25 (略)

(特定再開発建築物等の割増償却)

第二十九条の五 (略)

2 法第四十七条の二第三項第二号に規定する政令で定める要件は、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。

一・二 (略)

三 都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額(当該施設に係る土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。)の取得に必要な費用の額及び借入金の子の額を除く。)が十億円以上であること。

3 3 10 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2 3 16 (略)

17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール(当該事業が都市再生特別措置法施行令第二条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるときは、〇・五ヘクタール)以上であること。

三 (略)

18 3 43 (略)

○法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)(抄)

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

一・二 (略)

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの  
イ 3 ト (略)

チ 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号(機構の業務)及び都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第一号(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)に掲げる業務として行う金銭貸付業

リ 3 ル (略)

四 3 3 4 (略)

2 (略)

○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（抄）

第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 特別会計に関する法律第九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び次に掲げる事業

イ～ハ (略)

ニ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

六～十九 (略)

2 (略)

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

一 (略)

二～九 (略)

十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条及び第十九条第二項から第五項まで

十一～十四 (略)

2・3 (略)

○総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）

(他の法律の準用等)

第十九条 (略)

2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三 (略)

四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第十条及び第十九条第二項から第五項まで

五〇九 (略)

3 (略)

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)

(総務課の所掌事務)

第一百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項及び都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による道路の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関すること。

五〇十三 (略)

(計画課の所掌事務)

第一百五十九条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関すること。

五 (略)

(振興課の所掌事務)

第一百六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務(これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。)並びに広域

的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関する事  
六〇十一（略）

○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（抄）

（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）

第二条（略）

2（略）

3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。

一〇十（略）

十一 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第三条第四号